

広島県告示第五百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十一年六月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年六月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道大君深江線	江田島市大柿町大字大君字泉二三八九番一地从先から江田島市大柿町大字大君字泉二四八六番一地从先まで	平成二十一年六月八日